

広島県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
おかだ歯科	竹原市中央四丁目五番一七号	平成二五年一〇月三一日
いしねファミリークリニック	三原市本郷南五丁目一九番一五号	平成二五年一〇月三一日
平山歯科医院	三原市幸崎能地四丁目二一番七号	平成二五年一〇月三一日
府中薬局 アゼリア館	府中市鵜飼町五五五番地一二	平成二五年一〇月三一日
向井歯科医院	三次市十日市中二丁目四番三二号	平成二五年一〇月三一日
アカシア薬局 東城店	庄原市東城町川東一四七番地三	平成二五年一〇月三一日
竹仁診療所	東広島市福富町下竹仁五〇四番地五	平成二五年一〇月二六日